

国民健康保険税について

税率は据え置き

町では、県から示された交付金等の額や標準保険料率を参考に税率を検討した結果、令和7年度の税率については令和6年度の税率のまま据え置くこととしました。

なお、令和7年度国民健康保険税納税通知書は7月15日(火)に発送します。

課税限度額の引き上げ

国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者医療支援金分、介護保険分の3つの課税区分の合計額により、税額が決定されますが、国の制度改革により、医療保険分が66万円(現行…65万円) 後期高齢者医療支援金分が26万円(現行…24万円)に限度額が引き上げられます。

また、介護保険分(現行…17万円)については、課税限度額の引き上げは行いません。詳細については、【別表1】をご覧ください。

低所得者の負担軽減

国民健康保険税は、世帯の所得額(世帯主および国保加入者の所得の合計額)に応じて、一人あたりに課される均等割額と、一世帯あたりに課される平等割額が軽減されます。

令和7年の個人所得課税の見直し(基礎控除、所得控除額の変更等)に伴い、この軽減措置の基準が【別表2】のとおり変更となります。

今後の国民健康保険税

現在の国民健康保険事業は、平成30年に制度改革が行われ、県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険事業を実施しています。

「福島県国民健康保険運営方針」では、県内どこに居住しても同じ所得であれば同じ保険税とすべきという考えのもと、令和11年度に県内における国民健康保険税を統一化することとしています。

介護保険料について

介護保険制度とは

町が徴収する65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料についてお知らせします。

介護保険制度は、国・県・町が負担する公費と、皆様が納付する介護保険料を財源として運営されています。

介護保険料は、3年毎に計画を見直し、基準額が決められます。令和7年度は第9期(令和6～8年度)保険料です。

なお、令和7年度介護保険料決定通知書は7月10日(木)に発送予定です。

介護保険料は、本人や同じ世帯の人の町民税の課税状況や本人の収入・所得金額などに応じて所得段階を区分します。

各段階の対象者と保険料(年額・月額)については別表をご覧ください。



所得段階を区分する

基準金額の見直し

今年4月から、第1・2段階、第4・5段階を区分する基準金額が、「80万円」から「80万9千円」に変わりました。

何歳から納めるの？

介護保険料は、満40歳から徴収が始まり、生涯を通じて納めます。

満40歳から満64歳までの方(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険の保険料に上乗せして徴収されています。

また、満65歳以上の方の介護保険料は市区町村が徴収しています。

課税年金収入額とは

国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

今年度の税率は据え置くこととしましたが、今後、県で示す統一保険税率を見据え、段階的に改正を実施していく見込みですので皆さんのご理解とご協力をお願いします。

口座振替原則化について

国民健康保険税の納付は、口座振替を原則としています。口座振替は、納付の手間が省けるだけでなく、納め忘れもなく安心です。納税通知書に町税等口座振替依頼書(白いハガキ)が同封されている方は、記入の上、返信をお願いします。

また、町税の納付書に印刷されているQRコードをスマートフォン決済アプリで読み取り、支払う方法も導入されていますので、是非ご活用ください。

納付方法について町HPもご覧ください▼



【別表1】 ※介護分は 40 歳以上 65 歳未満の方のみ。

区分	医療分		後期高齢者支援金分		介護分	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
所得割	6.57%	6.57%	2.37%	2.37%	2.14%	2.14%
均等割	21,300 円	21,300 円	7,300 円	7,300 円	9,200 円	9,200 円
平等割	15,600 円	15,600 円	5,700 円	5,700 円	4,600 円	4,600 円
課税の限度額	65 万円	66 万円	24 万円	26 万円	17 万円	17 万円

【別表2】

区分	軽減対象者の要件 (世帯の所得額)	
	令和6年度	令和7年度
7割軽減	43 万円+ 10 万円 × (給与所得者等 (※ 1) の数 -1) 以下の世帯	改正無し
5割軽減	43 万円+ 29 万 5 千円× (被保険者数) + 10 万円× (給与所得者等 (※ 1) の数 -1) 以下の世帯	43 万円+ 30 万 5 千円× (被保険者数) + 10 万円× (給与所得者等 (※ 1) の数 -1) 以下の世帯
2割軽減	43 万円+ 54 万 5 千円× (被保険者数) + 10 万円× (給与所得者等 (※ 1) の数 -1) 以下の世帯	43 万円+ 56 万円× (被保険者数) + 10 万円× (給与所得者等 (※ 1) の数 -1) 以下の世帯

※ 1…給与収入が 55 万円を超える、公的年金収入が 60 万円 (65 歳未満) 又は 125 万円 (65 歳以上) を超える方のこと。

●問い合わせ先 福祉こども課 ☎ 62-2210

●問い合わせ先 税務町民課 ☎ 62-2114